

公益財団法人山口正栄記念奨学財団 奨学金給付規程

(趣 旨)

第1条 公益財団法人山口正栄記念奨学財団定款第4条第1項第1号の奨学金の給付の事業は、この規程によって行う。

(奨学生の資格)

第2条 本財団が奨学金を給付する学生は、次の各号に該当する者とする。

- (1) 北海道内の住民であること（留学生を除く）
- (2) 次の学校の学生であること
 - ア. 大学
 - イ. 大学院（修士課程に限る。）
- (3) 経済的な理由により修学困難な事情があること
- (4) 向学心に富み、かつ最短修業年限で成業の見込があること

(奨学金の給付額)

第3条 奨学金の給付額は、次の通りとする。

- (1) 大学生 月額 30,000 円
- (2) 大学院生（修士課程）月額 50,000 円

(奨学生の採用)

第4条 本財団から奨学金の給付を受けようとする者は、奨学生願書に次の書類を添えて、本財団にその旨を願い出なければならない。

- (1) 学業成績証明書
- (2) 家族状況書
- (3) 健康診断書
- (4) その他理事会が必要と認める書類

(選考委員会)

第5条 奨学生の採用を選考するため、選考委員会をおく。

2. 選考委員は、理事会が評議員の中から選任した5人以上7人以内をもって組織する。
3. 選考委員長は選考委員の互選により決定する。
4. 選考委員会は奨学金の給付の休止、復活に関して協議の上決定することができる。

(奨学生の決定)

第6条 奨学生の決定は、選考委員会の議を経た学生について、理事会が決定する。

2. 奨学生の採用を決定したときは、在学学校長等を経て本人に通知する。

(誓約書の提出)

第7条 奨学生として採用された者は、保護者又は保証人と連署した誓約書を本財団に提出しなければならない。

(奨学金の給付)

第8条 奨学金は、特別の事情がない限り6月、7月、10月、2月の4回に分けて給付する。

2. 前項の給付を受けるにあたり、奨学生は新規に採用された奨学生の初回の給付を除き、当財団が指定する期日までに事務局に近況報告をしなければならない。
3. 留学等に伴う給付休止期間がある場合には、卒業（修了）するまでの期間で総計24カ月分を給付する。

（異動の届出）

第9条 奨学生は、次の各号の一に該当する場合は、遅滞なくその旨を本財団に届出なければならない。ただし、奨学生が病気その他やむを得ない理由により届出ることができない場合は、保護者がその理由を付けて、代わって届出なければならない。

- (1) 進級したとき。（学業成績証明書を添付すること）
 - (2) 在学学年の課程の修了が認定されなかったとき。
 - (3) 留学、休学、復学、転学し又は退学するとき。
 - (4) 学校その他から賞罰を受けたとき。
 - (5) 奨学生又は保護者、保証人の氏名、住所その他重要な事項について変更があったとき。
2. 奨学生が死亡したときは、保護者又は保証人は直ちにこれを証明する書類を添えて、その旨を本財団に届出なければならない。

（奨学金の給付の休止）

第10条 奨学生が次の各号の一に該当するときは、選考委員会で協議の上、奨学金の給付を休止することとする。

- (1) 病気等により1ヶ月以上長期に欠席したとき
- (2) 休学したとき
- (3) 学則による処分を受けたとき
- (4) 理由なく近況報告を怠ったとき
- (5) 理由なく授与式・交流会・修了式を欠席したとき
- (6) 理由なくグループ活動に参加しなかったとき
- (7) 学業成績又は素行が不良で、指導上必要があると認めるとき
- (8) 留学等で卒業（修了）の時期が延期になり、本人より給付の休止の申し出があったとき

（奨学金の給付の復活）

第11条 前条に定めるところにより奨学金の給付を休止された奨学生が、当該事情が解消した後、奨学金の復活を願い出たときは、選考委員会で協議の上、奨学金の給付を復活させることとする。

（奨学金の給付の取り消し及び資格喪失）

第12条 奨学生が次の各号の一に該当するときは、選考委員会で協議の上、理事会の決議を経て奨学金の給付を取り消し、同時にその資格についても喪失するものとする。

- (1) 第2条に定める資格を欠いたとき
- (2) 本人が奨学金の給付を辞退したとき
- (3) 病気その他により成業の見込みがないとき
- (4) 学則による処分を受け、学籍を失ったとき
- (5) 第10条の定めにより奨学金の給付を休止された奨学生が、当該事由が解消される見込みがないと認められるとき

- (6) 応募書類の記載事項に重大な虚偽が発見されたとき
- (7) 転居等による所在不明で、連絡がとれなくなったとき
- (8) 前各号のほか、奨学生としてふさわしくない行為があったと認められるとき

(奨学金の返還)

第13条 奨学生が次の各号の一に該当するときは、選考委員会で協議の上、理事会の決議を経て奨学金の返還を求めることができる。

- (1) 学業成績又は素行が不良で第2条(4)に定める資格を欠いたとき
- (2) 第12条(6)に該当する事情が悪質で、詐欺行為とみなされる場合

(補欠採用)

第14条 奨学金の給付の取り消しにより奨学生の定数を欠いた場合には、理事長は奨学生の補欠採用を行うことができる。

- 2. 補欠採用する奨学生は、奨学金の給付の取り消しとなった奨学生の採用年度の応募者で採用とならなかった者の中から、奨学生選考委員会が推薦し、理事会の決議を経て採用する。
- 3. 補欠採用となった奨学生が奨学金の給付を受けることができる期間は、従前の奨学生が給付を受けた期間の残りの期間とする。

(補 則)

第15条 この規程に定める出願、届出等の書類の様式その他の細則は、理事会が定める。

第16条 この規程の改訂は、改訂前に採用となった奨学生に対しても適用されるものとする。

附 則 この規程は、平成22年4月1日から効力を生ずる。

平成23年	3月	1日	一部改訂
平成25年	3月	13日	一部改訂
平成27年	6月	13日	一部改訂
平成29年	3月	8日	一部改訂
平成29年	12月	27日	一部改訂
平成30年	6月	16日	一部改訂
平成30年	12月	28日	一部改訂